

小平市教育委員会会議録（甲）

— 9 月 定 例 会 —

平成24年9月20日（木）

開 催 日 時 平成24年9月20日（木） 午後2時00分～午後3時22分
開 催 場 所 504会議室
出 席 委 員 伊藤文代委員長
森井良子委員長職務代理者
山田大輔委員
阪本伸一教育長
説明のための出席者 関口徹夫教育部長
内野雅晶教育部理事兼指導課長
有馬哲雄教育部理事（生涯学習・体育）
滝澤文夫教育庶務課長
鶴巻好生学務課長
赤坂慶太学務課長補佐
板谷扇一郎学校給食センター所長
森田恒明指導課長補佐
阿部裕生涯学習推進課長
小島淳生体育課長
屋敷元信中央公民館長
松原悦子中央図書館長
仙北谷仁策教育部参事
志村安指導主事
書 記 伊藤祐子教育庶務課長補佐、根岸玄教育庶務課主事
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会9月定例会を開催いたします。

なお、本日は高槻委員からご都合により、ご欠席との届け出をいただいております。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、森井委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）及び、議案第27号から第29号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（1）小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意についてを報告いたします。資料はございません。

本件につきましては、森井委員並びに私、阪本が9月30日をもって教育委員としての任期が満了となりますので、市議会9月定例会の初日の本会議におきまして、再度、森井良子氏を任命、また、新たに関口徹夫氏を任命することについての議案が市長より提案され、市議会の同意がなされました。

これまで4年間にわたり、委員の皆様のお力添えをいただき、教育長として務めることができましたことに、心よりお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

教育長報告事項（2）市議会9月定例会について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（2）市議会9月定例会についてを報告いたします。

市議会9月定例会は、9月3日から27日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

資料No.1をご覧ください。議会初日の9月3日に、先の教育委員会で、教育委員会所管の条例について議決いただきました、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例」が可決されました。

また、教育委員の任命の同意につきましては、先ほどご報告したとおりでございます。

次に、翌4日には代表質問、5日から7日までの3日間には一般質問がございました。代表質問は7会派から12件、一般質問は25人の議員から64件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、代表質問で3件、一般質問で22件でございます。これらの内容につきましては、資料をご確認ください。

11日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「平成24年度小平市一般会計補正予算（第2号）」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

なお、9月27日の本会議最終日にて、補正予算の議決がなされる予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（3）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正については、後ほど審議いたします議案第25号と関連いたしますので、そちらで取り扱います。

次に、教育長報告事項（4）多摩六都・図書館共通利用カードの発行についてにつきましても、議案第26号と関連いたしますので、後ほど取り扱います。

教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

今回、報告いたしますのは、1件で、例年承認しているものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（8月分）について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（8月分）について報告いたします。

8月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

それでは事故報告Ⅰ、平成24年8月分につきまして、資料No.5に基づきご説明いたします。

まず、中学校で管理外の交通事故が1件、また一般事故が2件ございました。本日は交通事故についてご説明いたします。

中学校2年生の男子生徒が、自宅から塾へ向かう途中、自転車で道路を走行中に、自動車と衝突したものでございます。自転車の後部と自動車の右側前部が衝突いたしました。当該生徒は自動車のフロントガラスにぶつかる形になりまして、脳挫傷、全身打撲、頸椎捻挫という診断が出ております。

病院には11日間入院いたしました。当初、重篤な症状になるのではないかとという心配もあったのですが、ICUに準ずるHCU、ハイケアユニットというものに入り、状況がよくなりました。一般病棟に移りました。

夏休みの後半の事故でしたので、新学期にまたがる形での入院となりました。現在は登校しておりますが、体育の授業や部活動には参加せずに見学をしております。その他の教科の授業については支障なく受けられているという報告が入っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項(8)市立小・中学校のいじめの状況について。阪本教育長からご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

教育長報告事項(8)市立小・中学校のいじめの状況についてを報告いたします。

東京都教育委員会が、都内の公立学校全校を対象に、7月に実施いたしました「いじめの実態把握のための緊急調査」の結果につきましては、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、内野教育部理事から説明させます。

○内野教育部理事

それでは、市立小・中学校のいじめの状況について、資料No.7に基づきまして、ご説明いたします。

東京都教育委員会では、大津市で発生したいじめによる中学生の自殺事件を受けまして、全国で緊急の調査を行いました。本市では、7月17日付の通知文書に基づきまして、7月19日、20日の2日間で小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に実施いたしました。

この度、その調査の結果が公表され、資料にもございますとおり、本市でのいじめの件数は小学校が261件、中学校が45件、また、いじめの疑いがあるものとして、小学校が300件、

中学校が86件でございました。

調査の方法といたしましては、ささいな事柄も、子どもたちからの何らかのサインとして見逃さないために、アンケートの調査用紙を独自に作成いたしました。また小学校低学年での調査に当たりましては、発達段階などを考慮し、アンケートの調査用紙も工夫いたしました。

また、調査の実施につきましては、まず質問の意味がきちんと理解できるように、特に低学年においては担任の教師が質問文を読み上げたり、事例をわかりやすく説明するなどしております。そういった点は他の地区の取組と異なる点ではないかと考えられます。

今後の対応でございますが、全ての件について解決できるように1件1件丁寧に対応しているところでございます。このことにつきましては、市教育委員会のホームページにも掲載しております。

9月14日の校長連絡会、また明日9月21日の副校長連絡会でも指導の徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

では、ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

教育長報告事項（8）市立小・中学校のいじめの状況についてに関して、質問、確認をさせていただきます。

アンケート調査の結果を確認させていただいたところ、小平市が数値としては非常に高くなっております。これは細やかな調査による結果だと思っております。非常に丁寧な調査をしていただきまして、まことにありがとうございます。

しかしながら、例えば小学校の1校あたりのいじめの平均件数が13.74件というように、やはり非常に高い数値ではあると思っておりますので、今後の対応をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○内野教育部理事

今後の対応でございますけれども、児童・生徒が、「いじめられている」というところにチェックを入れたならば、やはりそれは切なる心の叫び、あるいは勇気を振り絞って申告したものですので、それを1件1件丁寧に扱いながら、決して表面的な解決ではなく、根本的な解決を図るように徹底してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかに、このいじめの実態把握のための緊急調査の結果についてということで、ご質問はございますか。

○森井委員

ただいまお答えをいただきましたけれども、やはり、小学校が261件ということで、件数としては都教委が調べた中で一番多かったということは、重く受けとめなければいけないことだと思います。きめ細やかに調べていただいた結果としても、なぜこのように数として大きなものが出てきたとお考えでしょうか。

○伊藤委員長

都教委がまとめたものということですね。

○内野教育部理事

数字が大きく見えるところがございますが、児童・生徒一人一人にアンケートを実施するかしないかは、自治体に任せられているところがあります。子どもはとにかく、自分がいじめられているかということと、それから大津市の件の教訓を生かして、自分の友達がいじめられているかという点についても調査をしています。

自己申告の場合はそれを1件とカウントするのですが、他人からも申告がある場合は、それが重複する可能性があります。クラスの中で起こっていれば、多くの子が見ている可能性がありますので、数が大きくなるのが考えられます。7月19、20日に調査をしまして、7月31日までの提出ということで、到底全件について精査はできませんので、都教委に調査結果を提出するにあたりましては、こういった状況で報告しますということは申し上げながら提出させていただいております。

それが一つ大きな原因かとも思いますが、先生たちが一生懸命いじめに対して向き合っているのだということに対して、子どもたちからもいじめをなくしたいという思いが働いているのではないかと思います。ですから、今まで潜在していたものが、先生に伝えようということで顕在化した、やはり先生と子どもたちとの関係が、こういったところにあらわれているのかもしれないと、一面的には分析をいたしております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

○森井委員

いじめと思われる件数が261件という中で、緊急を要するものは今回のアンケート調査で見受けられませんでしたでしょうか。

例えば緊急を要するものがあつた場合に、その対応を、夏休みであつたとしても、各学校の教職員の皆様にさせていただいてたのかということに関して伺いたいと思います。

○内野教育部理事

調査は19、20日に行いまして、その後すぐ終業式に入りましたが、中学校では三者面談などを実施しております。緊急を要するもので、校内対応では厳しいといった場合には市教委に連絡があり、指導主事が対応するということが十分あり得るのですが、そういった状況は夏休みを通してございませんでした。

夏休みに指導ができなかつた子どもたちもいますので、それは2学期に入ってからの対応になります。また、2学期が始まってから緊急を要するものは、今のところございません。

以上でございます。

○伊藤委員長

では、私のほうから伺いたいと思います。

調査方法が小平独自のものということで、児童・生徒の身近の問題を非常に細やかに数字であらわすことができたことは評価できると思います。それから内野教育部理事のご説明も非常に理解できるところではございます。

しかしながら、全く同じ調査が行われてこの一覧になつたのではないという意味合いのご説明もありましたが、結果だけを見せられる市民の立場からしますと、ここから読み取るしかないわけでございます。そういった意味では、あえて率直に厳しい質問をさせていただこうと思います。

この数字だけといいましようか、これをもとにわからない点をお聞きしたいと思いますが、まず、小学校をとりますと、(2)に「現時点でいじめと確認できないまでも、疑いがあると思われる件数」というのがございます。そして、その次に①「(2)のうち調査時点では対応していないが、今後対応する件数」というのがございまして、これは0件という自治体がほとんどでございまして、小平市では(2)の300件に対して、45件でございます。0件でないところで、例えば練馬区にしましても、380件に対して16件ですから4%、小平市の場合は15%に上っております。

これは、調査をした時点ではいじめの疑いがあつた、しかし、0件という自治体では報告をするときにはもう対応を始めていたから、今後の対応ではないという捉え方をしたのか。そして小平は、調査をした時点、そこで考えて、今後対応するものとして、率直に45件という報告をしたのか。

また、この300件と45件という数字に関連して、もう1件ご質問しますが、300から45を引くと、255です。そして③の「(2)のうち、教員等が状況把握を含め対応中の件数」というのが、237件です。そうしますと、教員等が把握していない件数が18件になります。その横の「その他の対応をしている件数」というのが26件ですから、その中にこの18件は含まれるとは思いますが、教員が対応していないものが18件あるということはどう捉えているか。

まずはその2点を伺いたいと思います。

○内野教育部理事

まず、この45という数字の意味合いにつきましては、まず、300件という全てがいじめに該当するかは判断しかねる中で、その調査の時点では教員側が知らなかった、その時点では確かに対応していない、もしくは今後夏休みに入ってすぐにでも対応したいという数字でございます。

それから18件という数ですけれども、この分析は簡単にはできないのではないかと率直には思います。まず、この300という数字の整理から始めなければいけませんので、まだ18に対しての根拠の分析まで私どもは至っておりません。

対応ができていない件数ですとか、子どもたちに調査が入っていないということはありませんが、これはあくまでも7月19、20日の時点での状況であり、その後速やかに対応に入っていますので、未対応の件数はないというのが、その後の状況になるかと思えます。

そのことにつきましては、9月末の時点で都教委の2回目の、この7月の調査に対する対応状況の調査もありますので、そこでは未対応はないというふうになるかと思えます。それが10月の中旬以降に発表になるということでございますので、この18件という数もその段階で改めて意味が理解できる、分析できるのではないかと考えています。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございます。

そうしますと今のお話と先ほどのご説明をあわせると、300件という非常に大きい数ではございますが、45件あるいは他地区の0件という意味合いのご説明からして、むしろ児童・生徒が自分のこと、それから友達のことを含めて、重複する形でそういった話、動きがあるのではないかと、より自覚して見つけ出した、あるいは率直にあらわした、そういう評価も一方ではできるといふふうに理解したいと思えます。

それから、237件の対応ですが、これが300件に対して、②③④は重複していますので、これを足すことは無意味ですので、教員の対応は子どもにとって重要なことですので、この部分をとってみますと、300に対して237の対応ですと、他地区に比べて決して高い比率ではないと捉えることができるのですけれども。これも80%近くはあるのですけれども。このあたりのことも今のご説明に含まれるのでしょうか。

○内野教育部理事

300に対して237、これは教員が状況把握を含め対応中という件数ですので、この残りの63件については、やはり気づいていなかったという教諭からの申告の数でございます。ですから、これは真摯に受けとめて早急に対応に入るべき数字と捉えています。

今回の小平で実施しましたアンケート調査は教員が気づかないものも浮かび上がらせよう、子

どもたちからも声を寄せてもらおうということで実施しており、そこから子どもたちの毎日の学校生活が楽しく明るいものにしていこうというものですので、この63件という数字についてはやはり教員は重く受けとめる必要がありますし、子どもたちから情報提供をしてもらったということで大事に扱わなければいけないものだと解釈しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

おっしゃるとおりだと思います。数字に関してもう1件お伺いしますが、(1)「今回の調査でいじめと認知した件数」が261件で、それに対して「そのうち、所管の教育委員会へ既に報告している件数」は11件となっております。これがやはり他地区と比べて4%と非常に低い数字でございます。それで、まずそもそも学校から教育委員会に報告すべきとされているのは、どのような案件なのでしょう。そのあたりのことを詳しくご説明いただきたいと思います。

○内野教育部理事

例えば年に一回行われます、国の問題行動調査などもあるわけですがけれども、この時点での調査ですので、例えばいじめが暴力行為などにも発展して行って、けががあるとか、そういった場合にはやはり教育委員会への報告が必要になってまいります。

それから解決がなかなか難しくなっているケースなどで、専門的な助言が必要だという場合は、相談があったり、報告があったりして、対応することもあります。報告が求められる明確な基準はありません。この数字に関しては、この時点で学校から市教委に報告をしているという自己申告の数字でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

読み取られ方によっては、教育委員会に報告があまりなされていないと取られてしまうのを恐れますけれども、決してそうではないということは今のご説明でわかりました。ですが、教育委員会が支援をし、学校現場もより相談しやすいよう風通しをよくして、より協力しあっていることを根絶していくという意味合いにおいては、もう少し報告しやすい環境づくりがあってもいいのではないかと思います。それが逆に義務のようになって現場を圧迫しては本意ではございますが、その辺はいかががお考えでしょうか。

○内野教育部理事

今回はこの261件あるいは300件という数字について、精査をしてみたらこれはいじめではないというものがあるかもしれませんし、解決をしたというものがあるかもしれません。そういったことも含め、261の内訳を全てつめていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。

○山田委員

本日、他県でいじめ対策マニュアルというものを作成したというニュースがございました。私の個人的な意見ですが、もはやいじめが起こってからでは遅いという認識をしておりますので、むしろいじめが起こる前の未然防止策というものが本当はあるべきものではないかと思ひます。

ですが、家庭教育でいろいろなものを学び、学校での教育というものも含めて大きく捉えて、家庭環境、そして学校の環境の中で生活をしていく中で発見、気づいたものに注意喚起をしていき、自然といじめの防止につながる流れになるはずです。なので、本来こういったマニュアルは特に必要ないのかとも思ひておりますが、ただ、こういったものがいち早く他県でできたということに關しまして、小平市ではどのようにお考えでしょうか。

○内野教育部理事

不登校対応などでは、市としても何日休んだらこのような書類をつくって報告してくださいというのがありますが、このいじめに關しては、基本的に考え方は全校同じなので、そういったマニュアルというものがありません。例えば初期対応、早期解決のために、それをいじめと感じた教員が取るべき行動は、基本的には情報を1人で抱え込まないこと、情報の共有化をすること、それを速やかに行うことが鉄則です。

これは例えば文部科学省、生徒指導提要というものにもきちんと示されておひまして、そのことは私どもも校長会や生活指導主任会などで全校に対してたびたび指導してひます。確かに、何かマニュアルのような手順というのでしょうか、そういったものがあつた方がよいという考え方もありますので、それは今後も検討していきたくておひますが、基本的な考え方は既に周知徹底を図つて指導を繰り返してひます。

以上でござひます。

○伊藤委員長

ほかにござひませんか。

○森井委員

今回の調査を受けて、また教師への信頼回復ということも含めて、9月3日の始業式の日、教育委員会と小・中学校の校長会で協議、作成したメッセージを児童・生徒に向けて読み上げ、また保護者向けにもプリント配付したということですのでけれども、今回こういう報道がなされた中で、保護者や地域の方から、メッセージに關して、また今回の調査の結果についてということで、

何かご意見のようなものがありましたら教えていただきたいと思います。

○内野教育部理事

まず、9月3日に始業式で校長が読み上げたメッセージに関する反響というのは特にはございません。また、一般市民の方や保護者の方から、今回の報道に関連して何か声が寄せられたということもございません。

以上でございます。

○関口教育部長

二、三人の議員から、小平市のいじめの件数が著しく多いということについて尋ねられました。アンケート調査方法が自治体によって異なるということと、いじめに関する小さな事例も見逃さないように工夫した調査を行ったということで説明をしております。

今後は1件1件聞き取り調査をして、後日、議会にも情報提供することを予定しているといった説明をいたしました。

以上です。

○伊藤委員長

先ほど山田委員から今後の対応についてというご質問が出されまして、丁寧に扱い、きちんとした解決をしていくというようなお答えがございましたが、今後のことについて質問したいと思います。まず、調査という部分で、都教委の今後の調査に対する動き、そして小平市もこの後さらに何か調査をするのかについて、まず伺いたいと思います。

○内野教育部理事

今後の調査に関しましては、東京都の7月の調査の対になっている9月時点での追跡調査が行われていて、こちらもほぼ集約が終わっておりますので、さらに数字を確認しつつ、都へ提出する準備をしているところでございます。また区市町村別で発表されるかどうかはわかりませんが、その件の報告が10月の中旬以降にあると思います。

それから小平市につきましては、この7月の緊急調査を、単に都が実施したからやったということで終わらせるのではなく、今後も各学校が何件のいじめが発生しているのかということをつかめるようにし、また、調査があるから確認をするというスタンスではなくて、いじめに関してどの学級がどのような状態かということについて、管理職のみならず、様々な立場の教員が把握、認識を持たなければいけないと考えております。

目の前で起こっているいじめについては、何らかの手立てを講じていると思いますけれども、やはり見えないものをつかんでいかなければなりませんので、これから全校を指導する際には、私たちも実効性のあるものを考えていきたいと考えております。

ですから、具体的に調査というものになるかどうかわかりませんが、やはり常に把握を

していくという姿勢を何らかの形にしていきたいと考えています。

以上でございます。

○伊藤委員長

その中で、これ以降の推移もわかって把握できるということですね。

今後のこととして、次にまさに今後の対応、対策でございますが、先ほどのお話の中で、小平では低学年に対して質問の意味がわかるように担任が説明をしたというお話がございました。これ自体がいじめ防止、根絶に対する教育だと思うのですね。低学年からこういうことに気をつけよう、いじめというのはこういうものだとか教室で担任が丁寧に説明してあげているということは非常に素晴らしいことだと思います。

こういったように小平の先生方は今回の調査にしましても、よく努力をされておられると思います。一方でそれにしても件数が多いというご批判があることはつらいものがあると思いますが、そういった現場の先生方のご努力をさらに支援する意味で、一方の言い方としては、以前から日ごろいじめ防止に関して努めてきたけれども、重複しているとはいえ、確かに大きな数字となつてあらわれた、であるならば、双方の意味から、何か現場に対して支援する策がないだろうかと考えます。今回の議会でもそういったことが出ていたようではございますけれども、そのあたりのことはいかがでございますでしょうか。

○内野教育部理事

大変難しい質問かと思います。やはり日々子どもと接しているのは担任であり教師です。支援ということで、例えば外部の人材が巡回するように入つたとしても、子どもの特性ですとか、いろいろなことがなかなか見えづらいということがあります。そこでどういう形の支援をすることが現実として求められているのかといえば、やはり教師を支援するということになります。経験の豊かな方が、どういうふうに対応したらいいか、あるいは学校全体で今のいじめの件をこういうふうに対応しているのだけれども、なかなか解決が進まない、こういうふうにこじれているといったトラブルをほぐしていくことができると考えています。

それとやはり知見のある方が、何らかの助言をするということは、非常に効果的ではないかと考えています。東京都の方でも問題行動のサポートセンターがありますけれども、やはり本市としてどうするかということがありますので、退職した元管理職が、いろいろな場面で今までの経験を発揮することができるかもしれません。不登校の問題といじめの問題は少し違うのですが、ただ、そういった小平市に今ある人的財産というものも改めて整理するなり、あるいは形にしてみるなりして、学校を支援できるもの、いじめの解決につながるものをつくりたいと考えております。

今、明確にこのようにしたいという、できますということはお答えできないのですが、指導課の方で検討したいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

確かに子どもたちの様子を見るということと、それに加え先生方の相談役になる、あるいは何か負担を減らす一助になるといった人的支援というのもやはり必要ではないかと思えます。

かつて学校に不審者が入ったりというときに、セキュリティの問題から学校を開いていく、そして地域の人が行き交う学校、保護者や地域の人が多く来ることによって、そこから安全性を、ということがあり、実施されているわけですが、このいじめの問題に関しては、より先生方への支援が必要なのではないかと思えます。

ただでさえ、日常的に非常に忙しくしておられるわけですし、それからもう一つ若手教員が増えております。そういった意味でも、私もそういった人的支援がこれからある意味必要になってくるのではないかと思えます。

そういった研究、検討も事務局として、していただけたらいいのではないかと考えております。

○内野教育部理事

委員長がおっしゃられますように、やはり若手教員は経験が少ないというのは否めませんので、そこは組織でカバーしなければなりません。それから私どもからも積極的に情報提供をしていかなければならないと考えています。その一つとして、各学校にスクールカウンセラーを配置していますけれども、スクールカウンセラーも様々で、専門性もいろいろあると思うのです。

一例でございますけれども、本日スクールカウンセラー対象の研修会を、定期的なものとして実施いたします。この内容として本日はいじめに特化いたしまして、専門の方を招聘して、スクールカウンセラーとしていじめの問題に具体的にどう取り組んだらいいか、例えば教員からアドバイスを求められたらどういう視点でアドバイスをしたらいいか、それからいろいろな対応事例なども紹介していただきます。新しい事例に教員が直面しますと、やはりどうしたらいいのかわからずなかなか動けません。そういった事例などをたくさん紹介していただく中で、ヒントは大いに得られるものと考えています。そのようにスクールカウンセラーが学校に入ることによって、教員へのより質の高い支援につながることを期待したいと考えています。

以上でございます。

○伊藤委員長

そうでございますね。それで、この件に関しましては、私ども教育委員は9月13日学校訪問の終了後に詳しい説明を指導課より受けました。そして翌日報道となったわけですが、その際、本日欠席の高槻委員も資料等を持ち帰りまして、それをよくご覧になった後、やはり重要なことですので、本日欠席ではありますがコメントをお寄せくださいました。やはり調査の数字に対して少し疑問もあったということではございますが、「ある意味、誠実かつ丁寧な調査であった。小平市の学校や教育委員会がいじめにきちんと向き合っているあらわれととれるのではないか。しかし、今回このような調査結果が出たのだから、責任ある立場の者としていじめに対

して、しっかりした対応をとっていかないといけないと思う」というコメントをお寄せいただきました。

私ども教育委員としましても、皆様とともに引き続き重く考えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、この件以外にご質問、ご意見ございませんか。

○山田委員

教育長報告事項（２）市議会９月定例会についての資料No.1の一般質問内容10になります。こちらの質問の中の、「市立中学校の特別支援学級に介助員配置を求める声に応えるべき」という項目に関連して、現状を私も把握させていただきたいので、ご質問させていただきます。現段階で小平市内の特別支援学級における介助員の配置は、小学校ではなされているという認識がありますが、中学校では配置をしていないということです。小平市では初めから中学校での介助員の配置をしていなかったのか、もしそうであればその理由、あるいはそういった結論に至った状況をよろしければお教えいただけたらと思います。

○内野教育部理事

中学校におきましてはこれまでも介助員は配置していません。小学校との関わりもあるのですが、やはり成長や発達というものがあります。また障害に対する自己努力もありますので、小学校で配置していたから中学校でも配置をするという考え方は、必ずしも成長期の子どもに対して当てはまるとは限らないところがあります。

それから個別対応というところもありますので、介助員を一律で配置するということには至っていないと考えていただければよいかと考えます。しかしながら、必要があれば、補助員と私たちは称していますが、介助員に準ずるような立場の人を移動教室の際ですとか、または実態や障害の程度、あるいは教員の対応状況などを指導主事が十分に見たうえで、校長とも協議を重ね、配置することがございます。

以上でございます。

○山田委員

ありがとうございます。

○伊藤委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、以上で教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第25号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び教育長報告事項(3)小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について、は関連する内容でございますので、一括して取り扱います。

阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第25号及び教育長報告事項(3)は、関連する議題ですので一括して説明いたします。

はじめに、議案第25号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、平成24年10月1日に大沼町及び花小金井五丁目・六丁目の住居表示が実施されることに伴い、規則別表の小平第五小学校、小平第七小学校、小平第十一小学校、小平第三中学校、及び小平第六中学校の通学区域の表記を改めるものでございます。

また、現在、小平第十一小学校の通学区域となっております「天神町二丁目402番地から407番地」を、小平第七小学校の通学区域に変更し、天神町二丁目全域を小平第七小学校の通学区域に変更いたします。なお、同住所は、商業施設の所在地であり、居住者はおりませんので、変更による影響はございません。

このほか、建物の現況や街区の変更があったところなどにつきまして、通学区域の表記の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成24年10月1日を予定しております。

次に、教育長報告事項(3)小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正についてを説明いたします。資料No.2をご覧ください。

本件は、議案第25号と同様に、住居表示の実施に伴い、同基準別表の調整区域の表記を改めるものでございます。このほか、通りの名称での表記を街区の表記に改めるなどの整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成24年10月1日を予定いたしております。

詳細につきましては、鶴巻学務課長より説明させます。

○鶴巻学務課長

今回の改正は住居表示の実施に伴い、通学区域及び調整区域の住所の表記を変更するというのが主な内容でございます。また、一部住所の表記上の整理などを行いますが、児童・生徒に影響

を及ぼす通学区域の変更はございません。

最初に小平市立学校通学区域に関する規則の一部改正から説明を申し上げます。

議案第25号に添付しました地図をご覧ください。

改正点の1点目は住居表示の実施に伴うものでございます。今回の住居表示では地図で青色に表示した大沼町の町区域が現在の一丁目二丁目の二つから、一丁目から七丁目の七つに変わります。また花小金井は現在の花小金井五丁目六丁目の一部と、大沼町、天神町の一部を合わせて新たに花小金井七丁目と花小金井八丁目が創設されます。地図で赤色の部分でございます。

住居表示実施後の大沼町は小平第七小学校、小平第十一小学校、小平第六中学校の通学区域となっており、花小金井七丁目は小平第五小学校、小平第三中学校の通学区域、花小金井八丁目は小平第七小学校、小平第十一小学校と小平第六中学校の通学区域となっていますので、これら該当する学校について、本規則別表の通学区域の記載を住居表示実施後の町区域の名称、街区番号に改めるものでございます。

改正の2点目は図の緑色の部分、地図の右上に拡大図がございますが、現在小平第十一小学校の通学区域となっている区域を、小平第七小学校の通学区域に変更するものでございます。これにより天神町二丁目全域を小平第七小学校の通学区域とするものでございます。なお、この区域は商業施設の所在地であり、居住者がいませんので、変更による影響はございません。

3点目は建物の現況や街区の変更などに合わせて、通学区域の表記の整理を行うものでございます。小平第八小学校の通学区域でございますが、地図の下の方に三中通りから北側に飛び出している部分があります。この区域は別表上、N T T花小金井西団地と記載してありますが、現在団地はありませんので、N T T花小金井西団地跡地と改めるものでございます。

次に、2枚目の地図をご覧ください。小平第四小学校の通学区域でございます。右に拡大図がございますが、現在、津田町一丁目には24番の新たな街区が追加されており、津田町三丁目では、22番と23番の街区がなくなっておりますので、現況に合わせて別表を整理するものでございます。

そのほか、複数の番地や街区番号の記載する場合の表記の統一を行います。

次に、小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正でございます。同基準別表の調整区域の記載を改正するものでございます。資料No.2に添付しました調整区域を示した地図をご覧ください。

改正の1点目は調整区域の表記を住居表示の実施に伴い改めるものでございます。地図では緑色で示した小平第七小学校から小平第二小学校への調整区域、青色で示した小平第七小学校から小平第十一小学校への調整区域、赤色で示した小平第三中学校から花小金井南中学校への調整区域の住所の表記を改めるものでございます。

2点目は通りの名称での表記を街区表記に改めるものでございます。一例として地図では、オレンジ色で示した小平第五小学校から花小金井小学校への調整区域で説明いたしますが、西側の境として、花小金井駅前通り及びせいぶ通りと通りの名称により地域を特定していたところを、街区番号で表記することにより、地域をより明確にするものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第25号、小平市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第26号、小平市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、及び教育長報告事項（4）多摩六都・図書館共通利用カードの発行については関連する内容でございますので、一括して取り扱います。

阪本教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○阪本教育長

議案第26号及び教育長報告事項（4）は、関連する議題ですので一括して説明いたします。

はじめに、教育長報告事項（4）多摩六都・図書館共通利用カードの発行についてを説明いたします。資料No.3をご覧ください。

本件は、本年10月1日から、これまで発行しておりました利用カードにかえて、図書館の相互利用を実施しております多摩六都の各図書館を1枚のカードで利用できる、多摩六都・図書館共通利用カードを発行するものでございます。

次に、議案第26号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、多摩六都・図書館共通利用カードを発行することに伴い、未利用者の登録、利用カードの更新、及び様式などにつきまして改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成24年10月1日を予定しております。

詳細につきましては、松原中央図書館長より説明させます。

○松原中央図書館長

それでは最初に、多摩六都・図書館共通利用カードの発行についてご説明いたします。資料No.3をご覧ください。

まず、発行の概要でございますが、多摩六都の小平市を除いた4市は、既に共通利用カードを発行しておりましたので、ここで本市も図書館システムの更新に合わせ、共通利用カードを発行いたします。発行に当たりましては5市教育委員会で協定を締結いたします。

次に、利用カードの手続についてでございますが、このカードは1枚の利用カードで多摩六都の各図書館を利用できるというものです。他4市の図書館を利用する際に今までは小平市図書館の利用カードのほかに他市のカードを作成する必要がありましたが、今後は各市の登録要件に基づいて登録すれば、1枚のカードで利用できるようになります。

また、現在の利用カードは更新時期の前であってもご希望があれば、新しい共通利用カードに更新が可能です。なお、現在の利用カードはそのまま更新時期まで利用することができます。

すでに他の4市で発行された共通利用カードをお持ちの方は、再度、小平市の図書館で利用登録をいたしますと、そのカードでそのまま小平市の図書館を利用することができます。

開始は平成24年10月1日から、これまでの青いカードに代えて発行いたします。

その他でございますが、市民の方への周知は、市報、ホームページ、掲示等で行います。

また、共通利用カードの発行に伴いまして、小平市立図書館条例施行規則の一部改正を行います。

続きまして、規則の改正について説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。本案は多摩六都・図書館共通利用カードを発行することに伴い、規則を改正するものでございます。改正点につきましてご説明します。

まず、1点目といたしましては、利用者の登録として共通利用カードを発行することとし、他4市発行の共通利用カードで小平市立図書館の利用登録ができることを追加いたしました。

2点目は、有効期間を今まで年度でまとめておりましたが、登録日の翌日から5年としたものです。こちらは年度ごとに区切ってカード番号を管理し、更新しておりましたが、今後は更新時に新しいカードに取り替えないこと、また他市発行のカードも使用することから、登録日の翌日から5年といたしました。

3点目は一旦発行した共通利用カードはそのまま使うことから、再発行の理由に破損を追加いたしました。

4点目は利用カード、申込書及び変更届の様式について変更をしたところでございます。

規則の施行は平成24年10月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第26号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15時15分まで休憩します。

午後3時00分 休憩